

別記 4

中規模農業者による農地維持のための機械等整備支援事業

第 1 事業の目的

中山間地域を中心に高齢化や人口減少が進む地域では、地域の農地や農業生産活動の維持に向けては担い手だけでなく、数 ha 規模の生産活動を行う個人農家（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織ではないもの（以下「中規模農業者」という。）の果たす役割も大きい。今後、地域の話合い・合意（地域計画）に基づいて、中規模農業者が農地集積や受託作業を行うことで、地域の農地を維持するために必要な機械等の整備を支援することで地域の農地を維持していくことを目的とする。

第 2 事業の内容

上記の目的を達成するために必要な中規模農業者の水稻経営に係る機械等の整備に要する経費に対し、支援を実施する。

支援回数について、原則、1 回限りとするが、補助上限額に満たない事業実施主体においては、次年度以降その上限額まで申請できるものとする。

なお、担い手不在集落は、島根県が実施する「センサス集落別担い手状況調査（事業実施前年度調査）において、「上記担い手がいない集落 7」に該当する集落（以下「担い手不在集落」という。）とする。

第 3 交付対象となる要件等

- 1 この事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、地域の話合い・合意（地域計画）に基づいて、農地集積や受託作業により地域の農地維持に貢献する中規模農業者で、次の条件を満たす者とする。
 - (1) 地域計画の「農業を担う者」に位置付けられていること。
 - (2) 事業採択時に 67 歳未満であること。
 - (3) 現状面積から事業開始後の翌々年度以内に最低 1ha（中山間地域は 0.8ha）は増加させ、5 年以内に 5ha 以上の経営を計画すること。

最低 1ha（中山間地域は 0.8ha）の面積拡大については、事業実施年度末までに整合性のとれる地域計画を提出すること。

ここで言う現状面積とは、事業実施年度時点の経営面積のことを指す。ただし受託作業がある場合は基幹作業 1 作業につき面積を 1/3 として計算すること。2 期作などを行っている場合、経営面積として延べカウントはしない。

- (4) 農業生産工程管理（GAP）によって適切に農場管理を行う者又は取り組もうとする者であること。

なお、事業実施主体が国際水準 GAP（美味しまねゴールド等）を取得していない場合は、「安全で美味しい島根の県産品認証制度」（美味しまね認証）の生産工程管理基準に準拠した農場管理に取り組み、事業実施の翌年度中に認証を取得すること。

また、非食用農産物は農林水産省が策定した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」その他の作物（非食用）に準拠した農場管理に取り組むこと。

繁殖牛は、県が策定した「美味しまね認証の考え方に基づく生産工程管理」に準拠

した農場管理に取り組むこと。

- 2 補助率及び交付先等は、交付要綱別表4のとおりとする。

第4 事業の実施等の手続き

事業実施手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（別記4様式第2号）を作成し、事業実施計画承認申請書（別記4様式第1号）に添付して、市町村長、地域農業再生協議会長又は地域担い手育成総合支援協議会長（以下「市町村長等」という。）に提出する。
- (2) 市町村長等は、事業実施主体から事業実施計画書の提出があったときには、次に掲げる要件をすべて満たすことを確認し、適当と認めたときは、隠岐支庁又は各農林水産振興センター（以下「センター等」という。）を経由して知事に提出する。
 - ア 事業実施主体が、地域計画の農業を担う者に位置づけられ、事業開始後の翌々年度以内に最低1ha（中山間地域は0.8ha）は増加させ、5年以内に5ha以上の経営を計画していること。

最低1ha（中山間地域は0.8ha）の面積拡大については、整合性のとれる地域計画を提出すること。事業申請時に提出できない場合は事業実施年度末までに提出すること。
 - イ 事業実施主体が、別記4別表（配分基準表）に係る配分基準項目のうち、③、④又は⑤のいずれかをポイント化している場合は、事業実施年度から5年度目までに達成することを成果目標として設定していること。ただし、担い手不在集落で営農を開始する場合は事業実施年度中に営農を開始すること。
- (3) 事業実施主体は、交付要綱第4に規定される重要な変更を行おうとするときには、(1)及び(2)に準じて行うものとし、事業実施計画変更承認申請書（別記4様式第3号）に事業変更計画書（別記4様式第2号）を添付して提出する。
- (4) 市町村長等が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第5に基づき、概算払請求書（様式第4号）をセンター等を経由して知事に提出するものとする。
- (5) 市町村長等は、事業が完了したときは、交付要綱第6に基づき、完了報告（様式第5号）をセンター等を経由して知事に提出し、速やかに検査を受けなければならない。
- (6) 本事業を実施した事業実施主体が、交付要綱第7により行う事業の実績報告は、事業実績報告書（別記4様式第4号）に事業実施計画実績報告書（別記4様式第2号）を添付して、市町村長等へ提出するものとする。
- (7) 市町村長等は、交付要綱第7に基づく実績報告書（様式第6号）を(1)及び(2)に定める事務手続きに準じ、知事に提出するものとする。
- (8) 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から5年間、目標達成状況報告書（別記4様式第5号）を、毎年4月末までに市町村長等に提出するものとする。
- (9) 市町村長等は、事業実施主体から提出のあった目標達成状況報告書について、必要に応じて確認・指導を行い、適当と認めたときは5月末までに知事に提出するものとする。

第5 事業の評価

市町村長等は、事業実施主体が別記4別表（配分基準表）に係る配分基準項目③をポイント化している場合であって、事業実施年度から5年度目までに達成することが困難であると認められる場合には、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、事業

の中止を含め適切な措置を実施することとする。

ただし、目標年度にかかわらず成果目標が達成された場合は、目標達成状況報告書（別記4様式第5号）による報告は不要とする。

また、過去に本事業を活用し設定した目標に係るポイントについては、目標達成するまで同一のポイントは使用できないものとする。

第6 県の助成措置等

県は、事業申請前に本事業の実施に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が予算額を上回る場合には、事業実施主体が別記4別表（配分基準表）を基に算出したポイントの高い者から順に一次審査を通過させ、成果目標の妥当性や規模決定根拠等について総合的に審査した上で採択の可否を判断する。

第7 事業成果のフォローアップ

- (1) 目標達成状況報告において目標達成率が著しく低いもの等については、目標達成に必要な指導を行う。
- (2) 経営状況報告に基づき、知事は必要に応じて調査を行うことができる。

第8 補助金の返還

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、事業実施主体は助成金の全部もしくは一部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として市町村長等が認めた場合はこの限りでない。

- (1) この事業により導入された機械等が目的以外に使用されていると認められる場合。
- (2) 虚偽の申請等を行った場合。